

令和8年度 明第一地区意見交換会のテーマについて

（団体名） 岩瀬自治会

（件 名） 地区会交付金の不平等性の修正について

（具体内容）

市内の15の地区会には毎年一律50万円が交付金として支給されています。2016年に本制度が導入された際には全地区会一律ではなく、町会数若しくは世帯数に比例した交付金であるべきとの意見が多く出されましたが、当時の本郷谷市長の説明は「制度導入を急ぐためとりあえず一律とするが、将来改定することも検討する」とのニュアンスのコメントがあったと記憶しています。

現在まで見直しすることなく10年が経過しています。

当地区会の場合、町会・自治会数は49で、1町会あたり1万円となります。

地区会の中には10町会を下回るところもあり、1町会当たりの金額に大きな格差が生じたままとなっています。平等性を担保するためには町会数ないしは世帯数に応じるよう比例案分した交付額とすべきと考えます。

（回 答）

- 地区会交付金は、松戸市町会・自治会連合会を構成する地区会にて、スポーツ大会や子どもたちによる音楽祭等の文化活動、防災・防犯活動、広報活動、環境美化活動等を実施していただくことで、地区会内の連帯感を深め、地域の活性化、地域力の向上につなげていただくことを目的としております。
- 交付金額につきましては、地区の規模にこだわらず、地域の実情に合った事業展開により、地域全体の活性化や地域力の向上につなげていただいております。規模の小さい地区で実施事業も小さなものになることも限らないことから、上限額を一律50万円とさせていただいております。
- ご指摘いただきました地区会交付金制度の平等性へのご意見につきましては、各地区長に地区の実情やご意見なども伺いたいと存じます。
- 今後も、地域の活性化につながるよう、実情に寄り添った支援体制となるよう、努めて参りたいと存じます。

（回答課）市民自治課